

当組合は増え続ける犯罪からお客様の大切なご預金をお守りするため、

下記の取組を実施しております

1. 当組合は取引目的が曖昧な口座開設はいたしません。
2. キャッシュカード及びインターネットバンキングの契約については複合取引先のみといたします。  
※複合取引とは、定期預金・融資・給与振込口座等、普通預金を含め2つ以上の契約が必要です。  
普通預金だけの口座開設はお断りする場合があります。
3. 1年以上ご利用のない普通預金口座に取引の制限をかけることがあります。  
当組合に申請された取引目的に齟齬がある場合には取引制限をかけることがあります。
4. 郵便物が届かない口座に対して取引制限をかけることがあります。
5. ご高齢者様の高額現金出金については目的をお聞きします。  
現金である理由が不明瞭な場合は詐欺被害防止のため、警察へ相談することがあります。
6. 詐欺被害防止の取組としてご本人以外の緊急連絡先(ご家族など)をお聞きする場合があります。
7. 現金取引についてご利用目的を確認するため請求書や領収書等の確認資料を求めます。
8. 外国籍のお客様に対する本人確認書類を在留カードまたは特別永住者証明書にて行うことといたします。  
在留期間満了による更新手続きが未完了の口座に対して取引制限をかけることがあります。
9. お客様の口座が犯罪に利用されるのを防ぐため、お客様にハガキや封書を送付して情報更新を依頼しております。

皆様のご協力が大切な資産を守ることに繋がります

